

(別紙)

諮問番号：令和元年諮問第1号

答申番号：令和元年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）に基づく特定医療費の支給に係る不認定決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、自身の疾病の症状は投薬治療ができなくなると生命の維持が不可能になるものであり、その点において本件処分は法に違反している等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成29年8月1日付けで、法第6条第1項の規定により、特発性拡張型心筋症に係る特定医療費（指定難病）支給認定申請書（継続）（以下「本件申請書」という。）を〇保健福祉センターに提出し、処分庁は、同年8月17日に進達を受けた。
- 2 平成29年10月27日、処分庁は、審査請求人に係る特定医療費の支給認定をしないことに関して、京都府指定難病審査会（以下「府難病審査会」という。）の審査を受けた。
- 3 処分庁は、平成29年12月14日付けで、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号。以下「令」という。）及び「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき、本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成30年3月7日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、主治医の診断によると、この疾病の症状は、投薬治療ができなくなると生命の維持が不可能になるものであり、その点において法に違反している、また、同年齢の健康な人と同じペースで歩けば必ず症状が出現すること、眠前薬を服用していること等から、重症度分類の基準を満たすのではないかと考えると主張して、本件

処分を求められている。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件申請書に添付された診断書である臨床調査個人票の内容が、局長通知に照らして、法第5条第1項に規定する客観的な指標による一定の基準（以下「診断基準」という。）を満たすものの、法第7条第1項第1号の規定による厚生労働大臣が定める病状の程度の基準（以下「重症度基準」という。）を満たさないことから、法に基づいて府難病審査会に対し支給認定をしないことに関し審査を求め、「重症度基準を満たさない」との判断を経て行った本件処分は、法第7条の規定に従い適正になされたものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

なお、審査会が審査庁に対して行った調査の回答において、処分庁は、平成29年8月1日付けで審査請求人が本件申請書を提出し、同年12月14日付けで本件処分を行ったことから、平成30年10月30日付けの審査請求人の反論書における重症度に係る主張（以下「重症度の主張」という。）については、言及の必要はないと判断したとされている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第1条は、法の目的を「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ること」と規定している。法第5条第1項は、医療費助成の対象となる指定難病を「難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの」と定義し、「指定難病の患者又はその保護者（略）に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する。」と規定している。
- 2 特定医療費の申請の手続については、法第6条第1項において「支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（指定難病の患者が指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない。」と規定されている。
- 3 特定医療費の支給認定については、法第7条第1項において「都道府県は、前条第1項の申請に係る指定難病の患者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。」と規定され、支給認定を行う場合として、同項第1号において「その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。」と、同項第2号において「その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。」と規定されている。

また、法第7条第1項第2号の政令で定める基準（以下「軽症高額該当基準」という。）は、令第2条において「法第7条第1項第2号の政令で定める基準は、同一の月に受けた指定難病に係る医療につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当

該医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の12月以内に既に3月以上あるものであること又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。」と規定されている。

- 4 特定医療費の支給認定に係る具体的な運用基準として、局長通知において、診断基準及び重症度基準が定められている。審査請求人から申請があった特発性拡張型心筋症の重症度基準については、局長通知別添の「診断基準及び重症度分類等」の57において、軽症、中等症、重症及び最重症の4段階に分けられており、特定医療費の支給は、「中等症以上を対象とする。」と定められている。
- 5 特定医療費の支給認定を行わない場合の手続については、法第7条第2項において「都道府県は、前条第1項の申請があった場合において、支給認定をしないこととするとき（略）は、あらかじめ、次条第1項に規定する指定難病審査会に当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。」と規定され、指定難病審査会については、法第8項第1項において「前条第2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病審査会を置く。」と規定されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 特定医療費の制度について

審査請求人は、「主治医の診断によると」とした上で、この疾病の症状は投薬治療ができなくなると生命の維持が不可能となり、本件処分は法違反で、医療費の補助を受ける権利と基本的人権を侵害されているとして、本件処分は取り消されるべきと主張する。しかし、難病の患者に対する医療費助成は、法令等の規定に適合した範囲での限定的なものである。

イ 本件処分について

処分庁は、審査請求人に係る臨床調査個人票について、都道府県知事の定める指定医によって、特発性拡張型心筋症の診断基準は満たす一方で、重症度欄には軽症に該当する旨が記載されており、局長通知に照らし重症度基準を満たさないと認めたため、平成29年10月27日開催の府難病審査会の審査を経て、また、軽症高額該当基準も満たしていないことを確認の上で、本件処分を行ったものであり、処分庁の判断に誤りはない。

したがって、本件処分は法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないことから、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

ウ その他の違法性又は不当性についての検討

ほかに本件処分に違法又は不当な点は認められない。

エ 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

(3) その他

審査会が審査庁に対して行った調査の回答において、審理員は、第4の2の処分庁の主張と同様の理由で、重症度の主張については、言及の必要はないと判断したとされている。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年5月16日	審査庁が審査会に諮問
〃 5月23日	第1回調査審議（第1部会）
〃 5月27日	審査会から審査庁に対して調査を実施
〃 5月31日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 6月10日	審査庁が審査会に調査の回答を提出
〃 6月18日	第2回調査審議（第1部会）
〃 7月18日	第3回調査審議（第1部会）
〃 7月25日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、自身がかかっている疾病の症状は、投薬治療ができなくなると生命の維持が不可能になるものであり、その点において本件処分は法に違反している等と主張しており、本件処分を取り消し、特定医療費の支給認定をするよう求めているものと考えられる。支給認定においては、法第6条第1項の規定によれば、「指定難病にかかっていること及びその病状の程度を証する」ことが必要となるが、審査請求人が指定難病の患者であることについては、審査請求人、処分庁ともに争いがないことから、審査請求人の病状の程度、治療状況等が、法第7条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するかどうかについて検討する。

2 法第7条第1項第1号は、指定難病の患者が支給認定を受ける要件として「その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。」

と規定し、その具体的な運用基準は、局長通知において定められている。特発性拡張型心筋症の重症度基準は、局長通知別添の「診断基準及び重症度分類等」の57において、軽症、中等症、重症及び最重症の4段階に分けられており、特定医療費の支給は、「中等症以上を対象とする。」と定められている。審査請求人が提出した臨床調査個人票において、重症度は「軽症」とされていることから、支給認定の対象となる重症度基準を満たしていない。

- 3 法第7条第1項第2号は、同項第1号に該当しない指定難病の患者が支給認定を受けるための要件として「その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。」と規定し、令第2条は、「法第7条第1項第2号の政令で定める基準は、同一の月に受けた指定難病に係る医療につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が当該支給認定の申請を行った日の属する月以前の12月以内に既に3月以上あるものであること又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものであることとする。」と規定している。本件申請書に添付された書類からは、軽症高額該当基準を満たすことを確認することはできない。
- 4 処分庁は、法第7条第2項の規定により、審査請求人に係る特定医療費の支給認定をしないことに関して、法第8項第1項の規定により設置されている府難病審査会に審査を求めたところ、処分庁の見解と同様に「重症度の基準を満たさない」と結論付けられたことを踏まえ、本件処分を行っている。
- 5 したがって、法、令、局長通知、臨床調査個人票の内容等を踏まえ、府難病審査会の審査を経た上で審査請求人に係る特定医療費の支給認定をしないこととした処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- 6 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第9 付言

本件審査請求の審理手続において、処分庁は、重症度の主張に対する弁明を行っておらず、また、審理員も、審理員意見書においてこの点について触れていないことから、審査請求人に対する説明が不十分であったと認められる。審査庁及び審理員においては、今後は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした行政不服審査法の趣旨を踏まえ、審査請求人の主張を十分に考慮の上、反論書の取扱いについて、より適切な対応をされたい。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳